

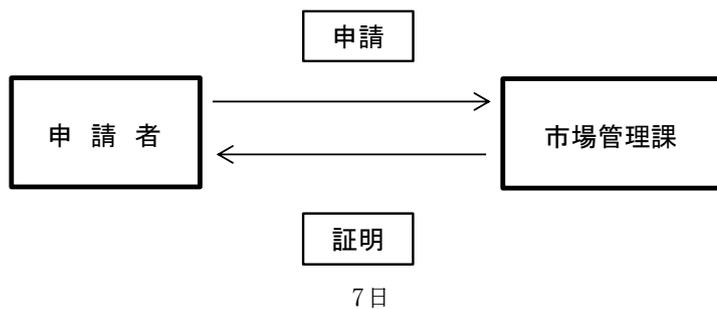
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 11

処 分 名	販売後の受託物品の検査	
処 分 の 概 要	販売後の受託物品の検査を行い、検査結果を証明する。	
根 拠 法 令 名	松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号)	
条 項	第62条第2項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
審 査 基 準		
松山市中央卸売市場業務条例施行規則第83条の2に該当しないこと		
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市中央卸売市場業務条例 (卸売代金の変更の禁止)</p> <p>第62条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の場合において、卸売業者は、検査の結果を証する書面を必要とするときは、市長にその交付を請求することができる。</p> <p>松山市中央卸売市場業務条例施行規則 (卸売代金の変更等)</p> <p>第83条の2 条例第62条第1項ただし書の正当な理由は、卸売をした物品が次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 市場取引の経験からして予見し難い隠れた欠陥があるとき。</p> <p>(2) 表示された数量、品質又は内容に著しい差異があるとき。</p> <p>2 条例第62条第2項の規定による検査の結果を証する書面の交付の請求は第51号様式により行うものとし、これに基づく市長の証明は第52号様式により行うものとする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。